# 県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」の実施結果

### 「過労死等防止啓発月間」の設定

- (目的) 過労死等の防止、郡上特支講師自死事案の風化防止
- (対象) 県立学校・事務局の全ての教職員
- (期間) 11/1~11/30

### 1 職場研修等の実施

# (1)職場研修の実施

# 〇職場研修を各県立学校・事務局の全てで実施

<研修内容>

- ・自死事案を題材に、過重労働やハラスメント等の防止のために職員 一人一人が気をつけるべき点や相談窓口等の説明を実施
- ・県独自で昨年度新たに作成した映像資料の視聴など、例年のパワー・ ハラスメント防止研修に加え、セクシュアル・ハラスメントや妊娠、 出産等に関するハラスメントについて、実際の処分事例を踏まえた注 意喚起や、設問形式での学習等により内容を充実。
- ・わいせつ行為等により懲戒処分等を受ける教職員の増加が全国的にも 問題になっていることを踏まえ、児童生徒に対するわいせつ行為の防 止についても研修を実施

#### (2) 意見交換の実施

#### 〇職場研修を踏まえた意見交換を実施

<実施方法>

- 年代や教科、教員・事務等の枠を超えて意見交換
- ・意見交換で出された意見のうち、学校全体で取り組むことが効果的で あると思われるものについて、具体化を図るよう働きかけ

#### 【主な意見】

<郡上特別支援学校講師自死事案について>

- ① 被害者の様子の変化を早い段階から感じ取り、感情や思いを重く受け 止めていく必要があった。誰か一人でも声を掛けたり、愚痴を聞いて あげる人がいたら、事案の発生を防げたのではないか。
- ② 二度とこうした事案を起こさないために、少しでも早く帰る意識を持ち、効率の良い仕事方法を考え、負担が一人に集中していないか気にかけていきたい。
- ③ 日頃から周囲とのコミュニケーションを密にし、分からないことを気軽に聞くことができる風通しの良い職場環境の構築や、不満や悩みを一人で抱え込まないよう、些細なことでも上司や仲間と相談しあって解決に導く努力が大切である。
- ④ 再発防止に向けて研修を繰り返し行い、一人一人が働きやすい職場づくりに向けて考え、意識を醸成することが重要である。

# <ハラスメント等の防止について>

① ハラスメントと思われる事案を見たときや、気になる情報を得た場合は、すぐに管理職に報告するようにしたい。

(意見を受けての学校現場の対応)

- ・定期的にハラスメントやわいせつ行為がないか、アンケート調査 を実施し、情報把握、迅速な対応につなげる。
- ② 「児童生徒と私的なメールをしない」「2人きりの環境で指導しない」 など、未然防止等のポイントを忘れないようにしたい。

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

① 自分が感染した時、周囲からどう思われるのかを考えるとストレスになる。気を付けて対策していても誰がいつ感染してもおかしくない。 感染者を非難する言動に職場でも気をつける必要がある。

(意見を受けての学校現場の対応)

・ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランに基づく対策を徹底するとともに、新型コロナ感染拡大防止対応による負担や不安がないかを毎月、管理職がアンケート等により確認する。

### 2 啓発等

# (1) 長時間勤務の抑制に向けた勤務時間制度の運用の見直し

- ○長時間勤務を抑制し、教職員の健康及び福祉の維持向上を図るため、勤務時間のスライドや週休日の振替などについて運用ルールを整理し、本年4月から本格運用
- ○勤務時間制度の適正かつ積極的な活用について再度周知徹底

# (2) ハラスメント等に関する相談窓口、相談対応マニュアルの周知徹底

- ○ハラスメント等を受けた際の相談窓口や、職場環境の悪化等を感じた場合 に、学校を通さず直接教育管理課に申出できる「働きやすさ改善シート」 について、再度周知徹底
- ○ハラスメント等の事案に迅速かつ的確に対処するため、各所属管理職に対 し、相談対応マニュアルを再度周知徹底

#### (3) 働き方改革メールマガジンの配信

○過労死等防止啓発月間の取組紹介に加え、いつもより10分早く退勤する 「毎日10分早帰り運動」の実施や勤務時間制度の活用について働きかけ (11/2配信)

# (4)疲労蓄積度自己診断チェックの実施

- ○疲労蓄積度自己診断チェックリスト(厚生労働省作成)により自己診断
- ○自己診断結果に応じて、所属長による面談を実施し、医師や保健師による 面接指導の申出をするよう働きかけ

#### 【実施結果】

- ・所属長面談者(負担度の点数が高い職員全員)102名(前年度128名)
- ・負担度の点数が高く長時間勤務の職員 25名(前年度 51名)
- ・医師面接指導実施者(上記のうち医師面接を希望する者) 4名(前年度 9名)

# (5) 高ストレス教職員に対する医師による面接指導の実施の徹底

○ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された教職員に対して、医師 による面接指導の申出をするよう働きかけ

(ストレスチェック実施期間 10/19-11/1。受検率95.1%)

対前年比+1.4%

### 【実施結果】

・高ストレス教職員 361名(受検者の6.2%)

対前年比▲ 0.6%

・医師による面接指導申出者 26名(高ストレス教職員の7.2%)

対前年比▲1.2%

# (6)「健康エッセンス11月号、号外」でのPR

- ○健康一言メッセージ(過労死等の定義、過労死等防止のために労働者自身 が取り組めることなど)や健康相談窓口・健康管理事業を紹介(11月号)
- ○インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染予防について周知(号外) (11月号、号外とも10/22発行)

# 3 職場訪問

#### <職場訪問>

○事務局職員及び保健師が学校を訪問し、時間外勤務が多い教員及び管理職 から聞き取りや健康相談を実施(17校60名。訪問校は、令和2年8月 までの時間外勤務時間の実績を基に選定)

# 【長時間労働の主な原因・課題(聞き取り結果)】

- ・授業準備に加え、土日の部活動などの業務が要因。
- ・時間外勤務の主な理由は進路業務と部活動である。

#### 【課題への学校の対応】

- ・平日の早期退勤のため管理職が退勤管理を行うとともに、十日の部活 動指導の業務を他の教員と交代するなど、業務分担を見直し。
- ・進路指導部の会計事務を行う業務アシスタントの勤務時間数の増加。

#### <職場巡回健康相談>

○事務局の保健師が学校を訪問し、新規採用職員等を対象に心身の健康相談 や学校の安全衛生管理体制等についてヒアリングを実施(11校94名)

#### 【コロナ対応の不安や負担など課題 (聴き取り結果)】

- ・消毒作業や健康チェックなどの負担は増えたが、外部人材が入ったこ とにより、業務軽減につながり助かっている。
- この状況がいつまで続くか分からないことが不安である。

#### 【課題への対応】

・管理職に対し、外部人材を積極的に活用し、業務軽減を図ることや、 職員の体調変化に留意し、問題が生じた場合は速やかに対応すること などを助言。

# 4 市町村教育委員会における活用の働きかけ

- ○県教育委員会の過労死等防止啓発月間の取組みを紹介(10/29 通知)
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや児童生徒に対するわいせつ行 為の防止等について、研修資料を提供し、活用を呼びかけ
  - ・県で作成している「ハラスメント相談対応マニュアル」や「ハラスメント等に関する相談窓口」等を提供し、活用を呼びかけ